

函館市歴史的風致維持向上計画協議会委員公募実施要領

1 目 的

函館市歴史的風致維持向上計画協議会（以下「協議会」という。）の委員を委嘱するに当たり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

協議会は委員 14 人以内をもって組織し、そのうち 1 人を公募する。

3 委員の任期

委嘱日から 2 年間

4 応募条件

市内に居住する年齢 18 歳以上（令和 8 年 4 月 1 日現在）の者で、本市の歴史的風致に関心のある者であって、平日の日中に開催する会議に出席できる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

なお、会議における女性および青年（39 歳以下）の委員の割合が市で定める登用率の目標値（女性 35 %、青年 10 %）に達しない見込みであるため、これらの応募があった場合は、女性および青年の応募者を最優先とする。

- (1) 協議会に委員を推薦等している団体（別記推薦等予定団体のとおり）に所属する者（複数の団体により組織される団体であるときは、当該団体の役員を務めている者）
- (2) 本市の他の附属機関その他の会議の委員を 3 以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せ

られた者を含む。)

- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募申込書に必要事項を記入のうえ、持参または郵送のほか、電子メールにより応募すること。ただし、電子メールによる応募の場合は、電話で受信確認を行うこと。

【応募先】

担 当 課：都市建設部まちづくり景観課
住 所：函館市東雲町4番13号（市役所3階）
E-mail：keikan@city.hakodate.hokkaido.jp
電話番号：0138-21-3388

6 広 報

市ホームページに掲載する。

7 募集期間

令和8年（2026年）9月18日（金）から9月25日（金）まで
※持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時30分まで
※郵送および電子メールの場合は、9月25日（金）午後5時30分必着

8 決定の方法

応募者が公募定数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

なお、応募者が公募定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。その場合の公募については、7の募集期間を除いてこの要領

を準用する。

9 決定結果の通知

決定後は，速やかに応募者に対し書面で通知する。

【推薦等予定団体等】

- ・ 国立大学法人弘前大学
- ・ 学校法人野又学園函館大学
- ・ 独立行政法人国立高等専門学校函館工業高等専門学校
- ・ 函館の歴史的風土を守る会
- ・ 特定非営利活動法人はこだて街なかプロジェクト
- ・ 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会
- ・ 函館商工会議所
- ・ 函館市伝統的建造物群保存会
- ・ 北海道建設部まちづくり局都市環境課
- ・ 北海道教育委員会生涯学習推進局文化財・博物館課
- ・ 国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課